

はなく、治療論的に対処する必要性があると思われ3年目には施設調査を行った。対象施設は少年院、児童養護施設、児童自立支援施設である。それによる、少年院では組織性がひじょうに重視されており、児童養護施設も施設の組織性が重視されているが、同時に個人意識も重要視され、児童自立支援施設は、ほとんどが個人意識で運営されているといえるほどであり、故に高い関わり方の難しさが、個人に還元される可能性が示唆された。少年院は歴史的、組織的に護られており、個人意識に左右されないという特色を持つ。故に、国の視点、考え方によって大きく左右される子どもの保護施設であるといえる。児童養護施設は、経営者の考え方がその組織性に反映する可能性が高く、主導権を持つものの姿勢に左右されやすいという可能性が示唆される。小舎制の児童自立支援施設は、寮を運営する個人の姿勢に委ねられているという実態が示唆されるが、諸外国のデータでは、非行少年の再犯あるいは非行化を防ぐというエビデンスもあり、小舎制という擬似家族的構成は、今後より重視されてよいものであろう。

6. 以上のように、今回の調査（詳細は19年度報告書参照）では子どもを護り育てる施設である少年院、児童養護施設、児童自立支援施設が、それぞれが別の要素によって運営されていることが示唆された。国家的判断が重要視される少年院では、トップダウン的対応になりやすいことが明らかになった。児童養護施設は、主導者の運営方針と組織性のバランスが重要であり、児童自立支援施設は個人の力量のみに委ねられやすい（故に疑似家族とも呼べるのであるが）という可能性が示唆された。今後は、こうした組織特性を活用した運営も維持と時代状況に沿った改変が求められよう。国家的視点を常に問い続け、主導者の方針を第3機関で点検し、個人の力量の向上と欠けた組織性を向上するという対策を講じる必要がある。同時に、現状調査と各組織から巣立った子どもたちの予後調査をすることで、個々の組織運営の機能評価を行う必要がある。少なくとも、単純に子どもの状態に応じた機能分化が計れるという現状にないことが示唆された。

7. 発達障害と虐待とさらに非行という課題をもつ子どもたちの明るい未来作りにむけては、あるべき機能の点検と評価を元に、子どもの最善の予後を目指した対応機関を決定するための指針が実証的に形成されることが急務である。

研究協力者

金井優実子	北海道大学大学院	教育学研究科	附属子ども発達臨床研究センター
内田雅志	北海道大学大学院	教育学研究科	附属子ども発達臨床研究センター
久蔵孝幸	北海道大学大学院	教育学研究科	附属子ども発達臨床研究センター
福岡麻紀	北海道大学大学院	教育学研究科	附属子ども発達臨床研究センター
川俣智路	北海道大学大学院	教育学研究科	附属子ども発達臨床研究センター

加害・被害の負のサイクルモデルを使った支援への提言

発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)の関係に関する研究は、結局のところ、

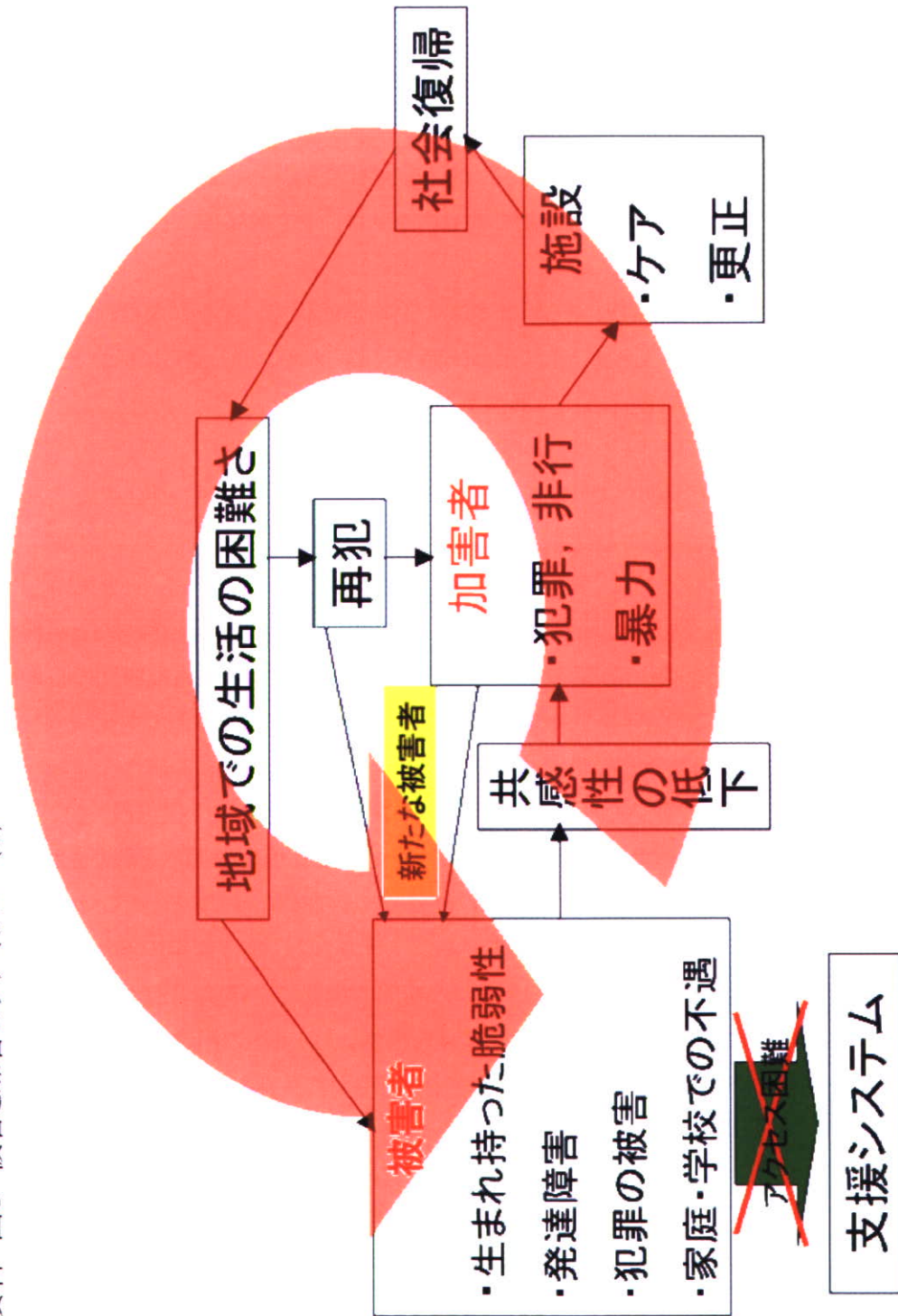
- 1) 子どもが示す非行、加害行為を如何に防ぐかというゴールにむけて
- 2) その子どもたちの生活背景に虐待や社会的ネグレクトが、生物学的背景に発達障害があることが予測され
- 3) こうした生活危機的状況が支援なく晒され続けると、社会的絆(Social bond)が切断され、非行・加害行為へと進展し、一部が矯正施設での対応を受け、一定期間後に社会復帰に至る、という過程を辿ることがわかる
- 4) しかし、生活上の危機的状況、あるいは本来の生物学的状態に変化がなければ、社会復帰後も根本的な問題解決には至らず、逆に社会的偏見に晒されることで、さらに孤立と差別からの社会的排除のもと、非行・加害行為への展開が進む

われわれは、これを図1に示したように「加害・被害の負のサイクルモデル」と称した。

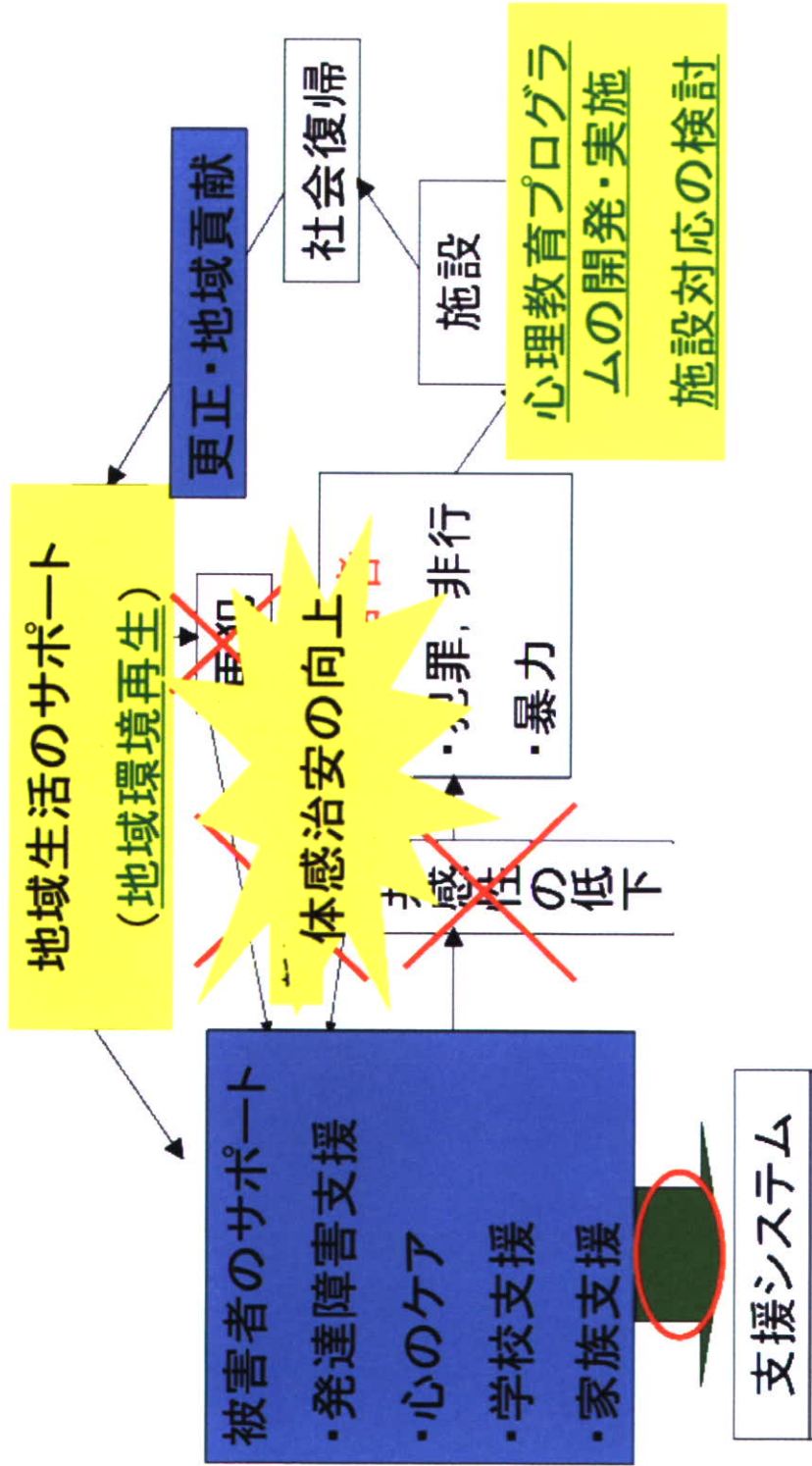
- 5) これを改善するには、まずは、要因を除去する施策を展開するべきであろうと思い、17年度に文献検討を行ったが、結果は、除去ではなく、地域における個別の支援であることが判明した。
- 6) 負のサイクルの第一段階である、支援へのアクセスは、教育、医療、福祉機関の自助努力により、再生構築していくことが可能であり、その一部が「特別支援教育」体制であり、その一部が「虐待防止等にかかる法案」である。
- 7) その一方で、非行少年が入所している少年院や前述した児童自立支援施設では、学習障害、広汎性発達障害、あるいは注意欠陥多動性障害といった軽度発達障害と診断される少年や、虐待経験のある少年の存在が無視出来ない位目立つ存在になっている。そこでの社会復帰対応を円滑にかつ効果的に進めていく必要がある。すなわち、非行少年の無視できないほどの高い再犯率を減少させるために、初犯あるいは初回の措置で少年院、児童自立支援施設を利用する子どもたちに、護られた安全な生活環境を提供し、加害への円環を断ち切る心理教育プログラムを用意し、更生後も地域社会で理解され保護された生活の保障が急務となる。
- 8) 19年度の調査は、その基礎的データとなるべく、各施設での対応の哲学と実践方法に差異があることを指し示した。これは、一貫性がないとか、どの施設体系が有益かということではなく、各施設における機能分化の必要性を示唆しており、
- 9) いずれは、エビデンスベースドの生活支援プログラムが各施設の機能に特化した形で形成、実施される必要があると思われる。そのときになってはじめて図1に示した悪循環のサイクルを、図2に示したような総合的支援によって解決へと近づけることができると思われる。

いずれ機会があれば、こうした各施設に有効な支援プログラムの開発に尽力したいと思っている。

資料 図8 被害と加害のリサイクル (1)



資料 図9 被害と加害のリサイクル (2)



厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 富田 拓 国立武蔵野学院

児童自立支援施設におけるアセスメントとケア

総合概略

【目的】

児童自立支援施設におけるケアの向上に資するため、心理テストや問題行動のチェックリストとは異なる、「生活モデル」にふさわしい児童の生活そのものを捉える指標を作成することを目的とした。

【方法と結果】

- ・平成 17 年度に、児童自立支援施設職員 13 名からなる委員会において、職員が児童の生活のどのような点に目を配っているのか、何をもって彼らの成長と捉えているのか、という点に着目して、ブレインストーミングによって項目出しを行った。
 - ・ 304 項目が出され、その意味内容を検討の上、218 項目からなる生活評価票第 1 版を作成した。また、KJ 法により、その概念構成を行った。
 - ・平成 18 年度には、生活評価票第 1 版および項目評価用紙を全国の 58 の児童自立支援施設に配布し、53 施設 480 名より回答を得た（回収率：それぞれ 91.4%、82.8%）。
 - ・各項目の妥当性を 5 段階評価することを求め、その得点の平均の上位のものから順に項目を選び、回答者からのコメント等も参考として、最終的に 88 項目からなる評価票第 3 版を作成した。
 - ・児童の評価を行ったデータを用いて因子分析を行ったところ、KJ 法による概念構成とおおむね一致する結果を得た。
 - ・生活そのものを捉える指標として、「生活ものさし」というネーミングを行った。
 - ・平成 19 年度には、「生活ものさし」の信頼性・妥当性の検討を行った。
 - ・信頼性の検討のため、1) 複数の評価者による評価の一致率を見た。「現在の評価」の完全一致率は平均 68.7%、「半年前との比較」の完全一致率は平均 56.2%であった。2) 「現在の評価」のクロンバックの α 係数は 0.984、「半年前との比較」の α 係数は 0.994 であった。
 - ・内容的妥当性は平成 17, 18 年度における作成過程で担保されているものと考えた。
 - ・基準関連妥当性の検討のため、経験を積んだ職員による児童の生活の評価と「生活ものさし」を用いた評価との相関を見た。「現在の評価」での相関は-0.66、「半年前との比較」での相関は-0.45 であった（評価の得点の方向が互いに逆のため符号がマイナスとなっている）。
 - ・以上から、「生活ものさし」が十分な信頼性・妥当性を有していることが確かめられた。
- 今後、児童自立支援施設のみならず、生活型の施設において、児童の生活そのものを捉えることができるツールとして、活用できるものと思われる。

研究協力者

相澤 仁	国立武蔵野学院
奥山 隆	国立武蔵野学院
家近二郎	国立武蔵野学院
小柳紘介	国立武蔵野学院
捧 一	社会福祉法人北海道家庭学校
高橋一正	北海道立大沼学園、
岩井幸祐	栃木県北児童相談所
永川 亮	東京都立萩山実務学校
岩本健一	滋賀県立淡海学園
浅野恭子	大阪府立修徳学院
西浪祥子	岡山県立成徳学校
多田 薫	福岡県立筑後いずみ園
宇佐見兼市	国立きぬ川学院

児童氏名 _____ (歳)(男・女) _____ 評価者氏名 _____

・現在、できるかできないかをチェックしてください。

・半年前(入所後6ヶ月未満の場合は入所時)と比べてチェックしてください。

		できる	問題あり	できない	改善	やや改善	不変	悪化
1	少しの失敗でなげやりにならない							
2	挨拶ができる							
3	ごめんなさいと言える							
4	ありがとうと言える							
5	人の話に強引に割り込まない							
6	仕事を頼まれた時、「自分がですか?」「なぜですか(何故自分に)?」と言わない							
7	日記などの文字をていねいに書く							
8	職員によって態度を変えない							
9	職員との会話が楽しめる							
10	他の子のいい所に気付くことができる							
11	勉強に興味を持つ							
12	作業の成果を喜ぶ							
13	親との関係を現実的に話せる							
14	退所後への不安を示す							
15	決まった時間に起きることができる							
16	面会者が快く面会できる							
17	親、面会者が「子どもらしくなった」「表情が変わった」と言う							
18	作業のときおしゃべりをしない							
19	作業に行くことをいやがらない							
20	時間を守る							
21	悪い誘いを断る							
22	他児童に意味のある(有効な)注意や指示をする							
23	順番を守る							
24	自分のことばかり主張しない							
25	自分の非を認める							
26	言い逃れをしない							
27	責任転嫁しない							
28	問題を起こしたとき、時間がかかっても自分から打ち明ける							
29	挑発に乗らない							
30	感情の興奮を自分で鎮めることができる(回復できる)							
31	気持ちが不安定になっても日課をこなせる、あるいは早く日課に戻れる							
32	注意、指導をとりあえずでもきける							
33	人の話をきける							
34	怒られている時に真剣になる							
35	「自分ばかり」という意識がなくなる							
36	「不公平だ」と騒がない							
37	児童が職員の間をあまり気にしない							
38	職員が目を離すことができる							
39	なにができた、やれた、嬉しかったという話をする ことができる							
40	困ったことや悩みなどを相談できる							
41	キレない							
42	ふて腐れたり、いじけたりしない							
43	クラブや作業に行くのを楽しむ							

44	自分が楽しんでできることを見つける								
45	何かに熱中する								
46	自分のことを客観的に語れる								
47	自分の将来・進路を現実的に考えることができる								
48	自分の境遇を受け入れる								
49	生活のリズムに慣れた								
50	ほめられたときに素直に喜べる								
51	見ていなくても働く								
52	作業への集中力、継続力が向上する								
53	帰省前後に不安定にならない								
54	ルールを守れる								
55	すぐに実現できなくても待つことができる								
56	譲ることができる								
57	嘘をつかない								
58	自分の行動をコントロールする								
59	相手にわかってもらおうと努力する								
60	日記の内容が形式的なものから自分の内面的、心理的なことについて書くようになる								
61	自分の思っていることを自分の言葉で表せる								
62	自分と違う考え方を認められる								
63	物事を自分の身におきかえて考えることができる								
64	相手の感情に気づく								
65	まわりの空気を察知して、気を遣うことができる								
66	生徒間の人間関係をうまくこなす								
67	睡眠、食事、排泄が安定する								
68	笑顔が見られる								
69	粘り強く物事に取り組める								
70	仕事がきっちりできる								
71	自分で目標をたてて努力する								
72	前向きさが出てくる								
73	率先して動ける								
74	新しい課題や難しい課題に敢えて挑戦する								
75	人に頼ったり依存しながらも問題を解決することができる								
76	一生懸命やる								
77	自分の課題を意識して行動をセーブできる(例:一言多い子が一言控える努力をする)								
78	相手の目を見て話ができる								
79	叱られたことがわかり、受け入れることができる								
80	他の児童とのトラブルを話し合いで解決できる								
81	けんか、トラブルなどの問題行動が減る								
82	他の児童に「あの子は変わった」と言われる								
83	みんなで何かやる時、いっしょになって楽しめる								
84	入所したことや指導に対して不平不満を言わない								
85	装いやかまえがなくなり素直になる								
86	表情、物腰、物言いが穏やかになる								
87	言われたらサッと動く								
88	段取りを考えて行動する								

この「生活ものさし」を使ってみての感想を、一言お書きいただくと幸いです。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 萩原總一郎 四天王寺国際仏教大学

子ども虐待に対応するソーシャルワーカー及び
ケアワーカーのトレーニングに関する研究

総合概略

1. 児童相談所 23ヶ所、海外で研修を受けた7名に対するアンケート及び聞き取り調査を行った。その結果、児童相談所調査からは自治体差が大きく、講義と演習中心の研修が多かった。SV（スーパービジョン）がないところもあった。また、OJT（on job training）が意識化されていない傾向があり、多忙さの問題が背景にあると考えられた。

海外のトレーニングに関しては、自己覚知、多様なプログラム、討議、資格取得のための試験などが日本と異なる特徴として挙げられた。

2. 児童福祉施設 42ヶ所、研修センター 9ヶ所のアンケート調査より、児童福祉施設においては、計画的研修がなされておらず、知識研修が主体となっていた。また、ソーシャルワーカー同様、OJT が意識化されておらず、SV が明確化されていなかった。研修センターに関しては、児童養護に特化した人材育成研修は一部のみであり、施設現場との連携が薄い、研修の評価方法がないなどの問題が認められた。

3. 近畿地区 22 児童相談所（堺市の児童相談所を除く）の児童福祉司 376 人（厚生労働省調べ）に対して平成 17 年度に受けたトレーニングおよび行ったトレーニングに関してアンケート調査を実施したところ、児童福祉司の約半数の経験年数は 3 年未満であり、10 年以上は 15.2%に過ぎず、経験年数の浅さが目立った。それを補うトレーニングに対する検討からは以下の結果が明らかとなった。児童福祉司の調査の回収率は 56.4%であった。平成 17 年度、回答者 175 名が受けていた研修は所内研修平均 5.41 回、書外研修平均 3.14 回であった。受講して役立っている研修は所内研修が多かった。OJT を受けたものは 39.2%であり、受けた福祉司の 92.6%が「大いに役立った」もしくは「役立った」と回答していた。指導を行った回答者は 33 名（18.9%）で、「大いに有効」もしくは「有効」との回答は 94.0%であった。個別 SV を受けたものは 48.1%おり、月 4 回以上が 65.7%であった。受けた職員の 95.9%は「大いに役立っている」もしくは「役立っている」と回答していた。指導者 30 名の回答では、「大いに有効」もしくは「有効」が 93.3%であった。集団 SV に関しても受けた福祉司の 94.8%は「大いに役立った」もしくは「役立った」と答えていたが、指導者の側からは、「大いに有効」もしくは「有効」と答えたのは 83.3%と個別 SV に比べてやや低い結果となった。自由記

載からもケースを扱う重要性が示された。

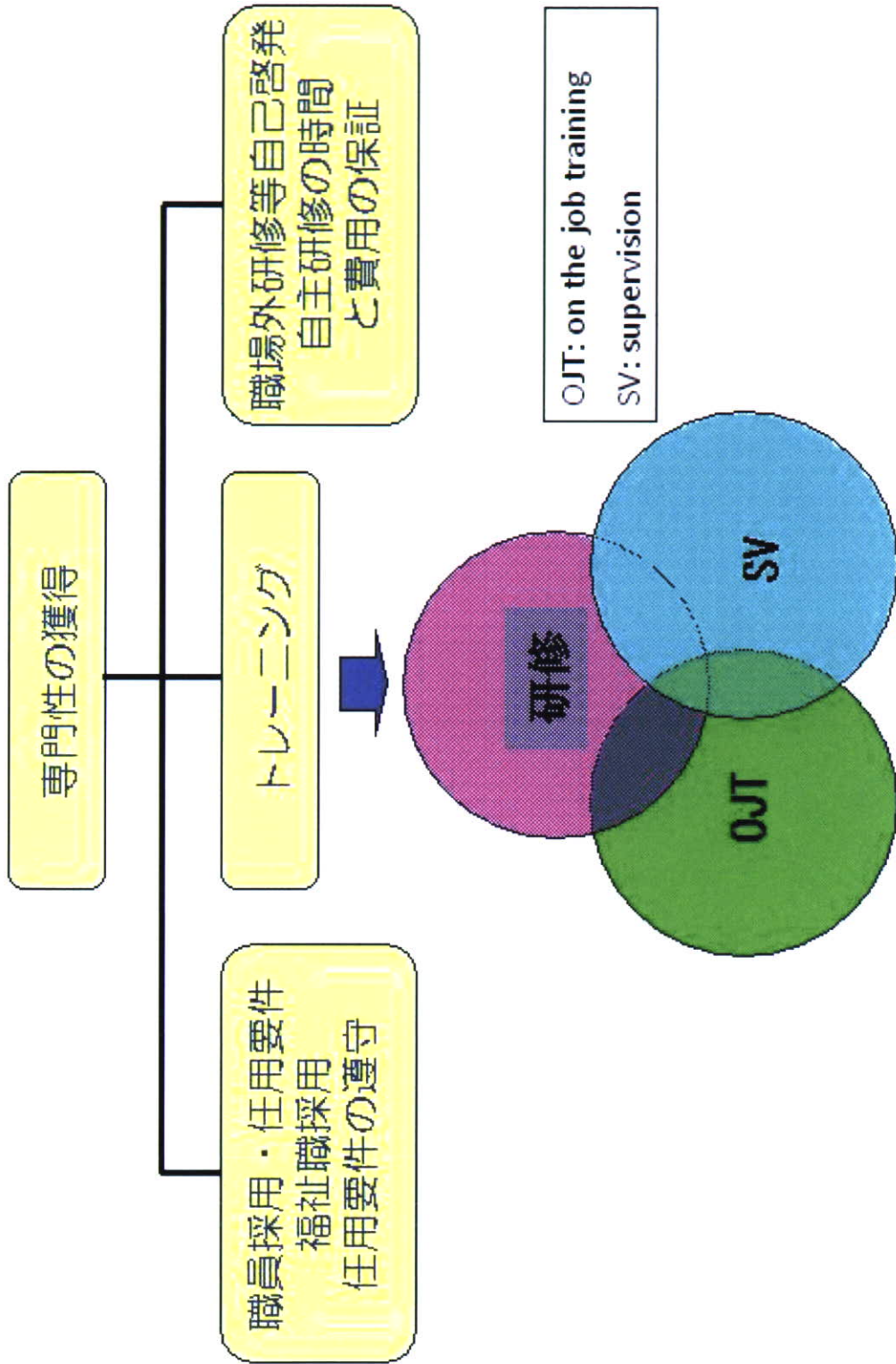
4. 大阪府・市・堺市所管の児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（44施設）の2年目及び5～7年目の児童指導員、保育士284人（予備調査による）に対するトレーニングに関するアンケート調査を行った。また、施設現場で新任職員に対して具体的にどのような指導・訓練が行われているのかを把握するため、堺市所管の4児童養護施設で（各施設で新任職員3人、計12名）OJTに関する調査を実施した。施設調査の対象は2年目以上の職員であったが、2年目が44.3%と非常に多く、経験の浅さが示された。回収率は75.4%であった。新任研修に関する問いには、76.2%が研修を受けたと答えていたが、不特定多数の先輩からの研修を受けたと答えた保育士が47.7%で最も多かった。施設外の研修に関しては一人平均1.8回、参加日数は1.7日であった。児童福祉司に比べてかなり少ない傾向があった。スーパーバイザーの配置は53.3%であったが、スーパーバイザーがいると認識されている場合には「大いに役立っている」もしくは「役立っている」が96.7%に上っていた。望まれているのは施設内での身近なトレーニングであった。

5. 裁判所職員総合研修所、子どもの虹情報研修センターなど人材養成機関等8施設を訪問し、人材育成のための研修等トレーニングの実情を把握したところ、家庭裁判所調査官の養成課程が最も充実しており、前期合同研修（約3ヶ月）、配属された家庭裁判所での研修（約13ヶ月）、後期合同研修（約7ヶ月）と2年間の専門家としての研修が義務付けられている。社会の中で司法という専門性に比べて、福祉の専門性についての認識が低い結果を反映していた。

研究協力者

岡本正子	大阪教育大学教育学部
桐野由美子	京都ノートルダム女子大学
才村真理	帝塚山大学心理福祉学部
坂本正子	甲子園短期大学
阪本博寿	児童養護施設「清心寮」
農野寛治	大阪大谷大学教育福祉学部
藤本勝彦	社会福祉法人「大阪衛生会」
前橋信和	関西学院大学社会学部
毛受矩子	四天王寺国際仏教大学

人材育成の枠組み



経験年数別研修プログラムの提案

1) 児童福祉司の経験年数別研修モデルメニュー

<1年目>

- 各種相談の理解と援助方法
- 面接、コミュニケーション技法
- 児童福祉法及び児童虐待防止法
- 子どもの心身の発達
- 関係機関の役割理解と連携
- 被虐待児とその親の理解と援助
- 初期対応及びリスクアセスメント
- 児童虐待のメカニズム
- 発達障害・精神障害・人格障害
- 里親制度、里親支援
- 診断・評価・援助計画
- 法的・医学的知識

<2年～5年目>

○子どもの権利擁護、○親子関係、家族関係、家族力動、○個人情報保護法、○虐待ケースの法的対応、○家族治療、家族再統合、○非行問題の理解、○児童福祉施設の役割と連携、○児童福祉関連法及び施策、○対人援助の価値・倫理、○虐待ケースのケースマネジメント、○虐待対応ソーシャルワーク、○子どもの権利条約、○非行児童とその家族への支援、○PTSD・心のケア、○性的虐待の対応、○不登校・引きこもり、○心理面接・心理療法・家族療法

<6～9年目>

○情報公開、○職員のメンタルヘルス、○対人援助の自己覚知、○ケース管理・危機管理、○スーパーバイザーの役割、○OSVの方法、○司法面接、○一時保護所の虐待対応、○重大事件の検証方法、○訴訟・マスコミ対応、○OJTの方法

○課題別(テーマ別)研修の受講 例:発達障害と児童虐待、介入の意義と方法、性的虐待の対応、少年非行と児童虐待、愛着障害の影響、法的対応と親支援、家族治療と再統合、DVによる心的外傷など(所内研修、所外研修、自主研修等を活用)

<6年目以上>

○OJT指導者養成研修の受講——OJT指導者

<8年目以上>

○スーパーバイザー養成研修の受講——スーパーバイザー

<10年目以上>

○スペシャリストトレーニング(自身の関心あるテーマについて専門性を高めるための研修を選択して受講し、その研修成果を職場等に還元するとともに、論文発表や学会発表にも繋ぐ)

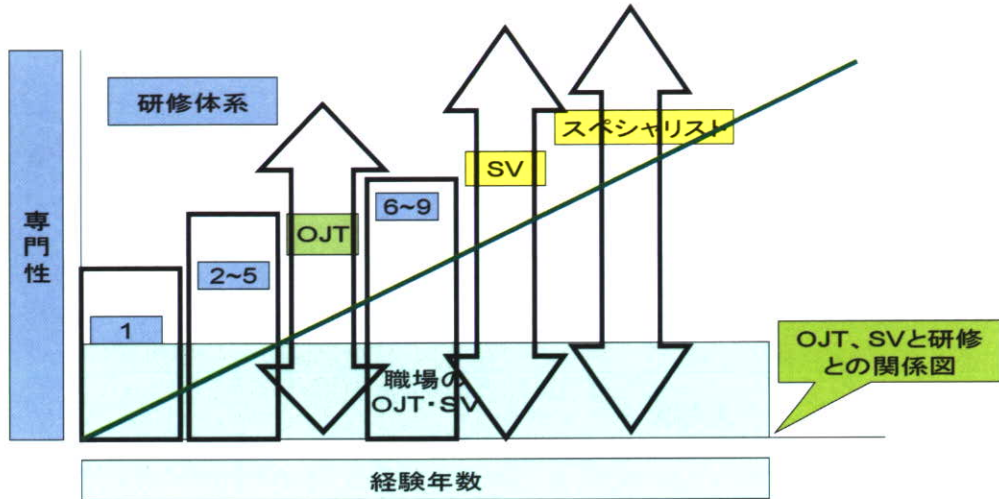


図2. OJT、SV と研修との関係

2) 施設職員に必要な経験年数別研修モデルメニュー

<1年目>

○施設援助指針の理解と実践の仕方、○施設の概要理解や勤務に関する規則、○施設職員としての心構え、○各種書類の記載方法と管理の方法、○各種援助技術の理解と方法、○子どもの個別指導や集団指導の方法、○子どもの日課の運営・管理方法、○子どもの心の理解と問題行動への対処の仕方、○子どもの発達と愛着障害、○子どもの健康管理や安全管理の知識や方法、○行事計画の立案の仕方、○チームワークのためのコミュニケーション技術、○施設入所時の子ども及び保護者への対応の仕方

<2~4年目>

○関係機関の役割理解と連携方法、○施設職員に必要な価値・倫理、○子どもの権利擁護の観点の確立、○子どもや保護者からの苦情への対応方法、○自立支援計画とアクションプランの策定、○年間・月間・週間行事の運営・管理方法、○個々の子どもの家庭等ケース理解と援助の仕方、○家庭引取りや社会的自立に必要な知識・方法、○施設退所後の児童への指導・援助方法、○自身のメンタルヘルスの方法、○児童福祉法及び児童福祉関連法の理解、○児童福祉施設最低基準に関する理解、○里親制度の理解、○児童虐待の基本的理解、○虐待を受けた子どもの行動特徴の理解

<5～7年目>

○緊急対応や危機管理に関する知識や方法、○子どもや家庭との関係形成の方法、○対人援助活動における自己覚知の方法、○各種会議の持ち方、○リーダーシップの取り方、○職員個々の能力の把握と育成方法、○OJT、SVに関する知識と技術、○子どもの性的問題行動の把握と対処方法、○職員による子どもへの不適切な対応の防止方法、○虐待によるトラウマと心理的ケアの理解と援助、○虐待を受けた子どもと親の理解と援助、○虐待を受けた子どもの親の面会や一時帰宅の方法

○課題別(テーマ別)研修の受講 例:自身の仕事の仕方を見直すための自己覚知、虐待を受けた子どもの心理と行動特徴、PTSDの理解とパニック場面の対応方法、性的問題行動が及ぼす子ども集団への影響、対応が困難な保護者への関わり方など(施設内研修、施設外研修、自主研修等を活用)

<5年目以上>

○OJT 指導者養成研修の受講——OJT 指導者

<8年目以上>

○スーパーバイザー養成研修を受講——スーパーバイザー

<10年目以上>

○スペシャリストトレーニング(自身の関心あるテーマについて専門性を高めるための研修を選択して受講し、その研修成果を職場等に還元するとともに、論文発表や学会発表にも繋ぐ)

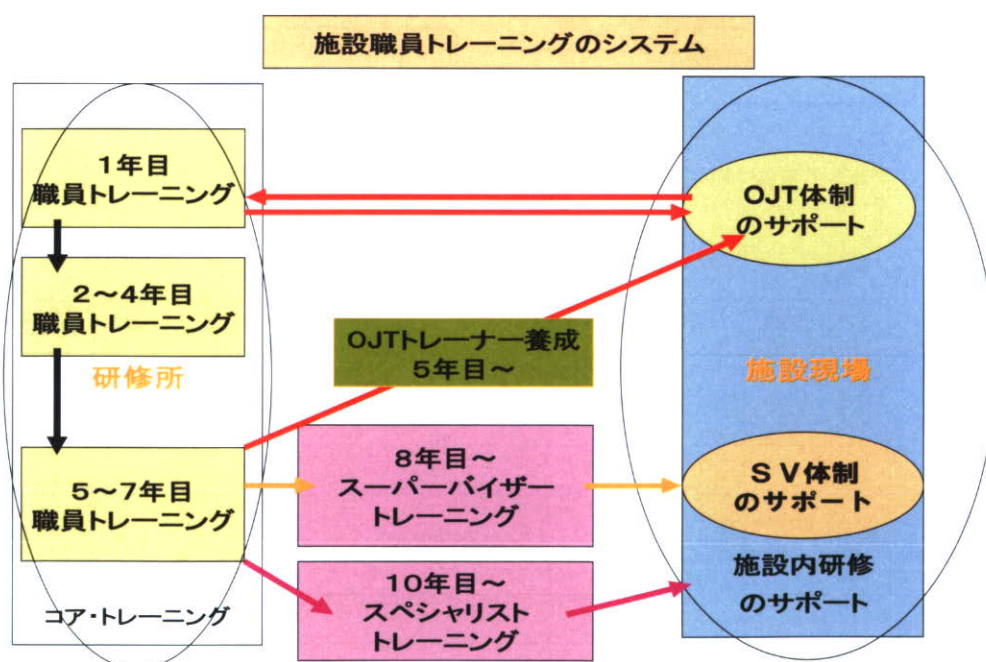


図3. 施設職員のトレーニングシステム

6. トレーニング(OJT・SV・研修)の体系化

(1) 児童福祉司トレーニング

1). 児童福祉司の任用までのトレーニング

資格要件	資格認定講習	実務経験	基礎研修	OJT
心理学等専攻		○	○	○
その他	○			

* 実務経験期間は児童福祉司修習期間であり、心理学等専攻要件を有する者が児童相談所で実務経験をする場合、単独で児童福祉司業務に就かせてはならない。また、実務経験期間に基礎研修及びOJT指導を受ける。

* その他資格要件を有する者には資格認定講習会の受講を義務付ける。

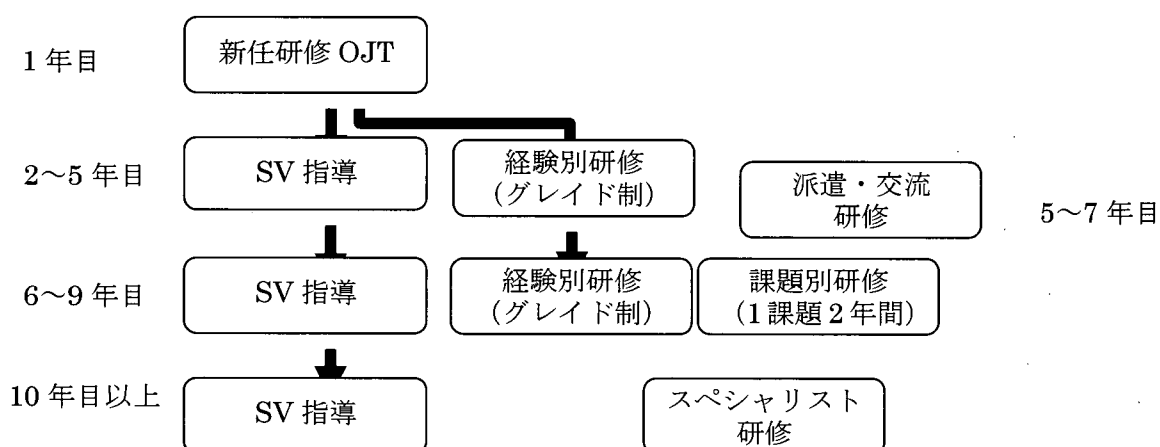


図4. 児童福祉司任用後のトレーニング体系

2). 児童福祉司任用後のトレーニング

	新任研修 OJT	SV	経験別研修 (グレード制)	課題別研修 (1課題2年間)	スペシャリス ト研 修	派遣・交流 研修
1年目	○					
2~5年目		○	○			○
6~9年目		○	○	○		(5~7年目)
10年目以上		○			○	

3).指導者のトレーニング

	OJT 指導者養成研修	スーパーバイザー研修	ブロック・スーパーバイザー研修
6年目以上	○		
8年目以上		○	
現スーパーバイザー			○

*ブロック・スーパーバイザー研修はスーパーバイザーの現任訓練であり、子どもの虹スーパーバイザー研修を修了し、現にスーパーバイザーの役割を担っている者。各児童相談所1名以上、虐待対応スーパーバイザーは毎年受講することを義務付ける。

4).トレーニングの体系化の手立て

- ① 心理学等専攻の資格要件を有する者は、児童福祉司に任用されるまでの間、児童相談所の実務経験1年間に加え、必要な任用前基礎研修を受講するとともに OJT による指導を受けることを義務付ける。実務経験は児童福祉司修習期間であり、単独で児童福祉司業務に就かせることはできない。
- ② その他の資格要件を有する者については、新たに児童福祉司資格認定講習の受講を義務付け、任用資格を取得してから児童相談所の児童福祉司業務に就かせる。なお、関連資格を有する者を含めて資格認定講習に必要な経費及び旅費は全額当該自治体が負担する。
- ③ 任用資格を有する一般行政職採用職員を児童相談所の児童福祉司として任用する場合、最低5年間は児童福祉司として勤務することを原則とする。
- ④ 児童福祉司に任用されて1年間は、新任職員として必要な研修(新任研修)を受講するとともに OJT 指導者から指導を受けることを義務付ける。
- ⑤ 児童相談所の児童福祉司経験6年目以上の職員(他の行政経験や相談機関及び福祉施設経験は含まない)を OJT 指導者に当て、OJT の指導を行う者は事前に OJT 指導者養成研修を受講する。OJT 指導者は1対1の割合で配置することが望ましい。
- ⑥ 児童福祉司に任用されて2年目以上の職員は、スーパーバイザーによるスーパービジョンを受けるとともに、各自治体(児童相談所)で作成された研修プログラムの経験年数別研修を受講する。
- ⑦ この経験年数別研修は2～5年目、6～9年目の2段階に分け、各段階の4年間に、設定した必要な研修内容を、必修・選択受講することを義務付ける。研修は各年実施が望ましいが、必要に応じて、隔年ごとの実施や3年目、6年目に集中して実施することも可能である。
- ⑧ 経験年数別研修はグレード制を採用する。つまり、新任研修を受講していなければ2～5年目の研修は受講することができない。また、2～5年目の研修を受講していなければ6～9年目の研修は受講できない。
- ⑨ 6～9年目の児童福祉司には課題(テーマ)別研修を用意する。課題の設定は毎年自治体(児童相談所)ごとで複数の課題を設定する。児童福祉司はいずれかの課題を1つ選択して2年

間継続して受講する。(重複しなければ4年間に2つの課題選択は可能)研修期間1日×年4回、研修方法は所内研修、所外研修、自主研修などによる。SDS を活用する。課題別研修受講の前後に報告書の提出を求める。

- ⑩ スーパーバイザー養成のために、子どもの虹情報研修センターで実施するスーパーバイザー研修会を受講する。この研修の受講対象者は、児童福祉司経験8年目以上(他の行政経験や相談機関及び福祉施設経験は含まない)で、OJT 指導者の経験が1年以上あり、自治体の推薦がある児童福祉司とする。研修期間5日間×年2回 この研修受講者には事前に課題レポートの提出を求め、研修後の評価(面接、レポート)を行う。
- ⑪ 児童相談所職員の各ブロック研修会にブロック・スーパーバイザー研修会を新設し、スーパーバイザーの現任研修と位置づける。子どもの虹情報研修センターのスーパーバイザー研修を修了し、現に児童相談所でスーパーバイザーとしての役割を担う者には、毎年このブロック・スーパーバイザー研修会を受講する。研修期間1日×年1回 また、スーパーバイザー研修、ブロック・スーパーバイザー研修に必要な旅費等の経費を、国は各自治体が予算化しやすいように支援する。
- ⑫ 児童相談所においてスーパーバイザーとしての役割を担う者は「主任児童福祉司」(仮称)として位置づけ、自治体は人事及び給与システムにリンクさせ、業務内容を専ら児童福祉司の人材育成にシフトする。原則として、主任児童福祉司は児童福祉司5人に対して1人を配置する。
- ⑬ 児童福祉司経験10年以上の者は、スペシャリストトレーニングとして、自身が関心ある課題を選択して、所内研修、所外研修、自主研修、自己研鑽等により取り組み、得意分野の専門性を高め、組織、後輩に貢献する。研修期間年5日以内、ただし、研修参加は職務命令による。
- ⑭ 他府県・市児童相談所へ一定期間(2～3ヶ月間)中堅(5～7年目)児童福祉司を派遣又は相互交流し、虐待対応や組織管理等についてのトレーニングを受ける仕組みを創設する。

(2)施設職員のトレーニング

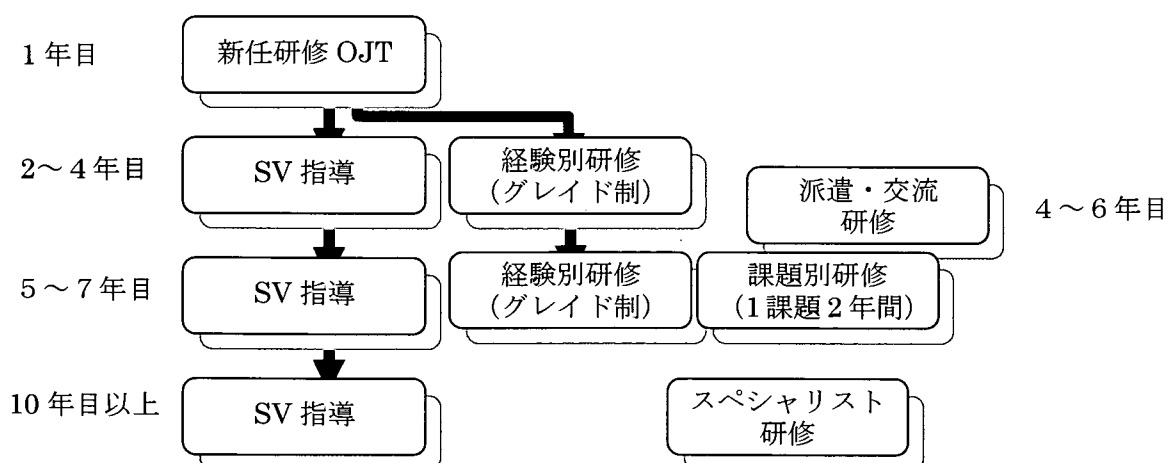


図5. 施設職員採用後のトレーニング体系

1). 施設職員採用後のトレーニング

	初任研修・ OJT 指導	SV 指導	経験年数 別研修	課題別研 修	スペシャリスト 研修	派遣・交流 研修
1年目	○					
2～4年目		○	○			○
5～7年目		○	○	○		(4～6年目)
10年目以上		○			○	

2). 指導者及び管理者のトレーニング

	OJT 指導者養成研修	児童養護施設指導者研 修	ブロック・スーパーバイザ ー研修
5年目以上	○		
8年目以上		○	
現スーパーバイザー			○

3). トレーニングの体系化の手立て

- ① 新任の児童指導員・保育士は、1年目の初任研修を受講するとともに、半年間(新規採用職員は1年間)は OJT 指導者から指導を受けることを義務付ける。
- ② 施設経験5年目以上の職員を OJT 指導者に当てる。OJT 指導者は1対1の割合で配置することが望ましい。新任職員が多い場合は、メンター(Mentor)を当分の間1対1で配置しながら、OJT 指導者が複数の新任職員の指導を行う。
- ③ 施設経験2年目以上の児童指導員・保育士は、スーパーバイザー(現状は相当する職員)による SV を受けるとともに、研修センター及び児童福祉施設部会(連盟)で作成された研修プログラムの経験年数別研修を受講する。
- ④ この経験年数別研修は2～4年目、5～7年目の2段階に分け、各段階の3年間に設定した必要な研修内容を、必修・選択受講することを義務付ける。研修は各年ごとの実施が望ましい。
- ⑤ 経験年数別研修はグレード制を採用する。つまり、1年目の初任研修を履修しなければ、2～4年目の研修は受講できない。また、2～4年目の研修を履修しなければ5～7年目の研修は受講できない。
- ⑥ 5～7年目の児童指導員・保育士には課題(テーマ)別研修を用意する。課題の設定は研修センター、児童福祉施設部会(連盟)で複数の課題を設定する。児童指導員・保育士はいずれかの課題を1つ選択して、2年間(研修期間1日×4回)継続して受講する。研修方法は、施設内研修、施設外研修、自主研修などによる。SDS を活用する。課題別研修受講の前後に報告書の提出を求める。
- ⑦ 10年目以上の児童指導員・保育士にはスペシャリス研修を用意する。自身の関心あるテーマに関して、専門性を高めるための研修を選択して受講し、その成果を組織、後輩等に還元する。研修期間年5日以内。但し研修参加は職務命令による。
- ⑧ OJT 指導者養成研修を研修センターで創設するか、経験年数別研修の5～7年目研修に OJT 指導者養成のためのプログラムを加える。OJT 指導者養成研修の受講者は施設長の推薦を必要とする。
- ⑨ ケアワーカーのスーパーバイザー養成のために、子どもの虹情報研修センターで実施する児童養護施設職員指導者研修会を受講する。この研修受講の対象者は、施設経験8年目以上で OJT 指導者の経験が1年以上あり、施設長の推薦がある児童指導員・保育士とする。
- ⑩ 施設職員の各ブロック(例えば近畿ブロック)研修会に、ブロック・スーパーバイザー研修会を新設し、これをスーパーバイザーの現任研修と位置づける。受講対象者は、児童養護施設職員指導者研修会及び研修センターで実施するスーパーバイザー養成講座を修了し、現にケアワーカーのスーパーバイザーとしての役割を担っている者とする。研修期間1日×年1回
- ⑪ 児童養護施設等にスーパービジョンの仕組みを導入するため、ケアワーカーのスーパーバイザー制度を創設する。制度創設までの間は、主任児童指導員、主任保育士がスーパーバイザーの役割を担う。
- ⑫ 他児童養護施設等に一定期間(2～3ヶ月)中堅職員(4～6年目)を派遣又は相互交流し、虐